

平成30年度第3回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成31年1月24日（木） 10時00分～11時20分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）2階 研修室
- 3 出席委員 北澤祐一委員、齋藤裕行委員、坂本浩司委員、佐藤秀樹委員、清水和秀委員、町田徳子委員、松浦淳委員
《計7名》
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 福祉部長 舘山新
福祉部次長 荒内隆浩
福祉部参事子育て支援課長事務取扱 高野光広
子育て支援課主幹 村田幸長、主事 石岡洸希
《計5名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 職員紹介
 - 5 組織会
 - (1) 専門分科会長の選出
 - (2) 職務代理者の指名
 - 6 議事
 - (1) 小規模保育事業A型の認可について
 - (2) 青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について
 - 7 その他
 - 8 閉会

7 会議概要

5 組織会

(1) 専門分科会長の選出

松浦委員を推薦する者があり、全委員異議なく全会一致で、松浦委員が会長に選出された。(松浦委員了承)

会長 松浦 淳 (学校法人青森田中学園 青森中央短期大学 講師)

(2) 会長職務代理者の指名

松浦会長が佐藤委員を指名し、佐藤委員が了承した。

会長職務代理者 佐藤 秀樹 (青森市保育連合会 会長)

6 議事

(1) 小規模保育事業A型の認可について

※青森市情報公開条例(平成17年青森市条例第26号)第7条に規定する非開示情報を含む内容について審議等を行うため非公開。

事務局から説明があった。

事務局から資料2-1、資料2-2について説明

審議

児童福祉専門分科会として、小規模保育事業A型の認可を申請した4施設について、認可相当と判断した。

(2) 青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

事務局から資料3-1、資料3-2、資料3-3について説明

質疑・意見

○委員 青森県の条例においても、地方裁量型認定こども園の認定は示されているか。

●事務局 青森県の条例においては、国基準をそのまま適用する形となっており、結果として、地方裁量型認定こども園も認定区分として適用

されている。

- 委員 面積基準における満年齢の基準日は、誕生日か、それとも年度当初の4月1日か。
- 事務局 保育所や幼保連携型認定こども園の条例と同様に、4月1日時点での取り扱いとしている。
- 委員 この条例案における満年齢は、すべて4月1日時点の年齢、ということによいか。
- 事務局 すべてではない。面積基準については、4月1日時点の年齢で取り扱うが、1号認定については、満3歳以上になった時点で、幼稚園や認定こども園に入園できる取扱いとなっている。
- 委員 1号認定の満3歳児だけは、誕生日の属する月が起算日になるということだと思う。国の法令の書き方も同様だが、読む人にとって難しい。

- 委員 満3歳以上は学級編制が必要となっているが、保育認定の場合の満3歳と、保育を必要としない場合の満3歳の、両方を含めた学級編制までは必要ない、ということによいか。
1号認定の満3歳だけでよいか。
- 事務局 実態としては、教育が必要な子どもと、保育が必要な子どもが一緒になって、教育・保育の提供を行っているところであるが、基準上、満3歳児のうち、教育を必要とする子どもについては、最低限学級を編制することとしている。

- 委員 説明資料の中でも、「満」がついていたり、ついていなかったりする。
分かりづらい制度だと思うので、何とか利用者には分かりやすい説明をしてほしい。
- 事務局 資料の作りも含め、改めて確認した上で、利用者、市民、保育関係者に提供したい。

- 委員 具体的な認定要件は第12条以下から始まるという理解によいか。
- 事務局 (第4条～11条までの) 一般的な事項についても、義務規定の部分については、運営規程等で確認し、認定の要件としている。
- 委員 第4条第1項(認定こども園の設備・運営の向上)についても、義務規定になるのか。

●事務局 当該規定については、保育所や幼保連携型認定こども園の基準条例においても、同様の記載をしている。設備・運営を可能な限り向上していくこと、また、認定要件を理由にこれらを下げてはいけないことについては、他の認定こども園においても同様に求めるべきことと考え、定めることとした。

○委員 子ども・子育て支援新制度がスタートした際、幼稚園型認定こども園の中で、10時間開所とした園がいくつかあった。保育所型や幼保連携型認定こども園と同様に、保育標準時間認定の11時間最大利用可能としてもらえないか。

●事務局 開所時間については、法令において、地域の実情に応じて定めることとなっており、原則8時間以上が最低限となっている。条例で11時間開所を規定することは難しいが、利用者のことを考慮すると、開所時間にあまり差がないことが望ましいので、可能な限り統一化を図るよう努力したい。

審議

児童福祉専門分科会として、青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について、妥当と判断した。

7 その他

○委員 子どもの権利条例の制定以来、子どもの幸せのためになるような、計画等の作成がないが、当分科会において、こういった部分の議論をもっとしたいと思っている。青森市の出生数も激減しており、非常に危機感をもっている。各委員の知恵を使って、事務局から提示された条例案の承認だけでなく、こういった問題を解決していく場にしてもらえるとありがたい。

●事務局 青森市子ども総合プランについて、現在中間年に当たっており、2年後には新たな計画を策定する必要がある。その際に、当分科会で意見等をいただくことになると思う。指摘のとおり、子どもに関しての問題は多々あると思うので、時宜に応じ、当分科会に諮りながら進めていきたい。

○委員 条例や施設の認可、計画の策定というのは、手段であって、目的は、青森市で子育てしていきたい、という人を増やすことだと思う。この目的を達成するために、専門の知識をもった各委員から、さまざまな視点で議論

してもらう場に、当分科会が機能していければよいと思う。

- 委員 学童保育の指導員の基準について、国の基準については参酌化する旨、年末に閣議決定されたが、青森市としてはどのように考えているか。
- 事務局 青森市の放課後児童会では、待機児童もなく、指導員の基準も緩めることもなく運営しており、今後もこれまでどおり継続したいと考えている。
- 委員 そのような市の考えを、どこかで発信する予定はあるか。
- 事務局 広報あおもりにおいて、放課後児童会の支援員の募集をかけているが、資格要件を明記した上で募集をかけているため、これが市としての意思表示と考えている。

- 委員 発達障がいの特徴を持つお子さんの親御さん、または保育所や学校からの相談が増えている。こういった問題を地域で理解するために、研修会や訪問支援等を企画しているので、ぜひ活用してほしい。